

相模原市 新たな大都市制度 の検討について

<パート3 相模原市のめざすべき基本方向>

【相模原市のめざすべき基本方向】

これまでの検討結果を踏まえ、次のように整理しました。

市民サービスの向上と都市の活性化のため、大都市のあるべき姿としての「**特別自治市**」制度の早期創設を推進する。

〔課題等〕

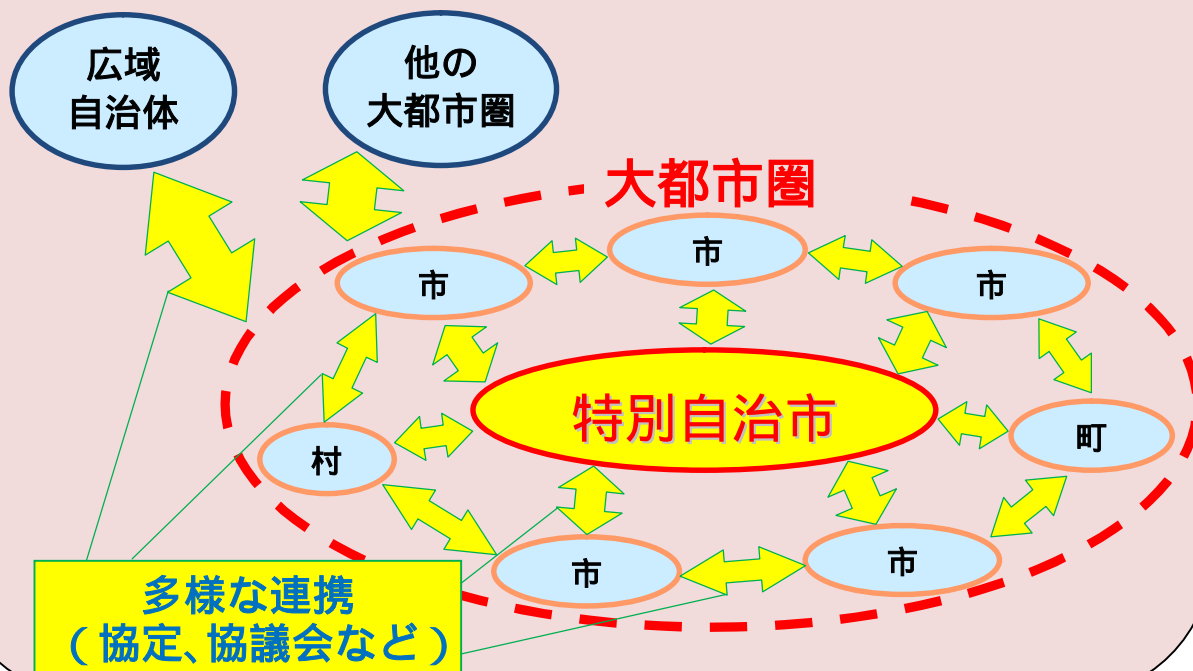
国・広域自治体（都道府県）・基礎自治体（市町村）の役割分担の明確化によりさらなる権限移譲を進めるとともに、その権限に見合う自由度の高い税財源を確保する。

基礎自治体である大都市が一元的に行政サービスを提供できるよう、事務権限とその役割に見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度を創設した上で、大都市と近隣自治体を含む圏域全体が成長していくことが重要。

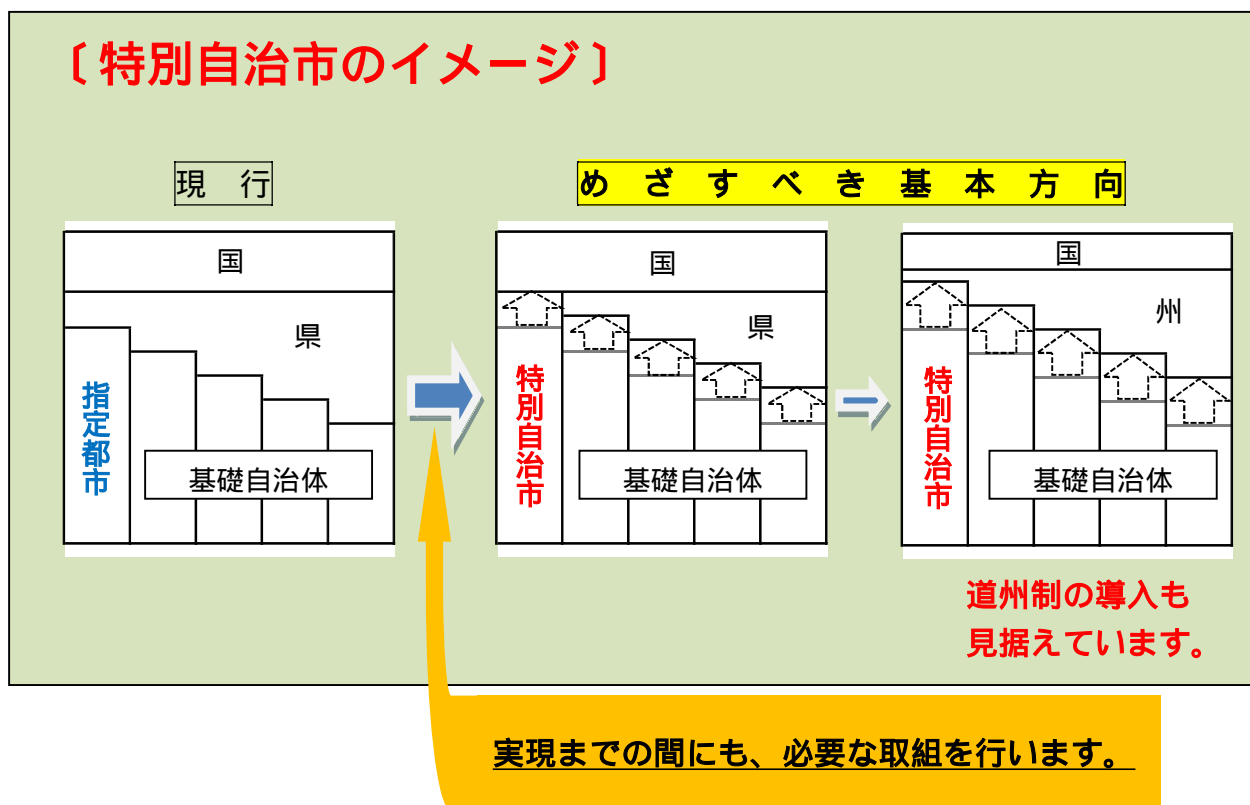
大都市が住民に身近な施策を展開しつつ、圏域における水平連携の核としての役割を担う。

〔周辺自治体との水平連携のイメージ〕

出典：「指定都市7市による大都市制度共同研究会報告書」をもとに作成



〔特別自治市のイメージ〕



【「特別自治市」実現までの間の取組】

「特別自治市」の制度創設に向け、他都市と連携し国への要望等を行うとともに、県等からの事務権限や税財源の確保に向けた取組をさらに進め、実質的に「特別自治市」に近づけていく。



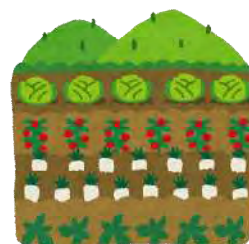
〔取組の内容〕

- 事務権限と税財源の確保
- 道州など広域自治体が担うべき業務の検討
- 圏域行政を推進
- 都市内分権による住民自治のさらなる充実

〔取組の内容（詳細）〕

〔事務権限と税財源の確保〕

まちづくり(土地利用)に関連する農地転用許可など、県等からの包括的な事務権限の移譲とそれに見合う税財源の確保に向けた取組をさらに進めます。



〔道州など広域自治体が担うべき業務の検討〕

広域自治体との役割分担の整理を進めつつ、業務の効率性や効果などの観点から、環境対策や上水道事業、警察業務などを対象に、広域自治体が担うべき業務の範囲について検討します。



〔圏域行政を推進〕

圏域内の水平連携と圏域全体の中核的な役割を果たすため、地域経済振興や自然保護など市民生活に密着した分野での都市間連携を推進します。

都県を越えた近隣自治体との公共施設の共同利用等も含め、幅広い検討を行います。



〔都市内分権による住民自治のさらなる充実〕

現行の行政区制度における住民自治のさらなる充実と、より効果的・効率的な都市内分権の仕組みの構築について、引き続き検討を進めます。

より身近な場所での行政サービスの提供及び市民主体のまちづくりの推進に向け、本庁機能を見直しつつ、区役所の機能強化を図ります。



〔参 考〕

第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）における大都市制度
関連部分の概要

特別市（仮称）〔 〕について、その区域内においてはいわゆる「二重行政」が完全に解消される等の点で大きな意義を有するとしつつ、さらに検討すべき課題（住民代表機能をもつ区のあり方等）が存在することから、当面の対応として、まずは都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市（仮称）に近づけることを目指す必要があるとしている。

〔 〕特別市（仮称）とは、特別自治市を指している。

事務移譲については、指定都市が処理できるものについては、できるだけ指定都市に移譲することによって、同種の事務を処理する主体を極力一元化することが必要とし、既に地方分権改革推進委員会第1次勧告によって都道府県から指定都市等へ移譲対象とされたにもかかわらず移譲されていない事務を中心に、指定都市に移譲されていない事務全般にわたって検討の対象とすべきであるとしている。

税財源の配分については、事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分も含めて財政措置のあり方を検討すべきとしている。

都市内分権による住民自治の強化については、とりわけ人口が非常に多い指定都市においては、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することとすべきとしている。